

特別償却の付表（二十八）の記載の仕方

1 この付表（二十八）は、令和2年改正後の租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の規定がその後改正された場合において、その改正後の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定（以下「改正後新規定」といいます。）の適用を受けるとき（改正後新規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象となる資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、改正後新規定の適用を受ける場合であっても、特別償却の付表（一）から（二十七）までの書式（以下「個別特償付表」といいます。）に所要の調整をして使用することができるとき（例えば、制度の要件判定の基本が変わらない場合、単なる条項移動があった場合、告示等に定める対象資産の単なる除外又は追加があった場合などがこれに当たります。）には、個別特償付表を使用してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

3 「特別償却等の種類1」は、改正後新規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、（ ）内に該当条項号等を記載します。

4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

5 「資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、対象資産を設置した工場、事業所、研究所、作業場等の名称を記載します。

7 「資産の用途7」には、例えば「工場用」、「研究所用」、「開発研究用」等の用途を記載します。

8 「対象となる取得価額11」には、対象資産の取得価額（その資産のうち一部が対象となる場合には対象となる部分に対応する取得価額）を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額

を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「基準取得価額割合12」の分子は、対象となる取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を求めることとされている資産にあつては、その一定割合を分子に記載し、「又は100」を消してください。

10 「基準取得価額又は普通償却限度額13」には、特別償却の適用を受ける場合には「(11)×(12)」の算式によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合には「対象となる取得価額11」に係る普通償却限度額を記載します。

11 「特別償却限度額等15」には、即時償却の適用を受ける場合には「(11)－(13)」の算式によって求めた金額を、特別償却又は割増償却の適用を受ける場合には「(13)×(14)」の算式によって求めた金額を記載します。

12 「償却・準備金方式の区分16」は、その対象資産につき直接に特別償却若しくは割増償却を行うか、又は特別償却若しくは割増償却に代えて特別償却限度額若しくは割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「当期における資産の取得価額の合計額17」には、当期における対象資産の取得価額の合計額が一定額以上である必要があるものについて、当期において新たに取得等をして事業の用に供した対象資産ごとの取得価額の合計額を記載します。

14 「事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項18」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産が適用対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を法令の規定に基づく指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定める資産については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「令3財務省告示第111号」、「別表1」、「番号1」のように記載します。

15 「資産又は法人等が適用対象となるための要件を満たす旨の事項19」には、その資産又は法人等が適用対象となるための要件を満たすかどうかの判定に当たって、法令上の要件をどのように満たすこととなるかの事項を要件項目に従って記載します。

16 「その他参考となる事項20」には、その他参考となる事項を記載します。

17 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、そ

の特別償却又は割増償却の適用を受ける法人が中小企業者又は中小連結法人であることを要する等の場合に、その対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

- (1) 「保有割合26」が50%以上となる場合又は「保有割合28」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当する法人以外の法人（又は中小連結法人以外の連結法人）として取り扱われますので注意してください。
- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細29～34」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構（その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除く場合があります。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するも

のとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

- (3) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額（別表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0）又は連結所得金額（別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合は0）の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（年平均額）が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（以下「適用除外事業者」といいます。）に該当する場合には、適用できない制度等がありますので、注意してください。

なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など措置法第42条の4第8項第8号及び租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第27条の4第13項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など措置法第68条の9第8項第7号及び措置法令第39条の39第12項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

- (4) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。